

【事案Ⅶ－５】 車両共済金請求

・平成 27 年 8 月 19 日 不受理決定

<事案の概要>

申立人は、自動車走行中の自損事故により、車両共済金を請求したところ、被申立人は当案件の対応について弁護士に委任し、調査をすすめ、その結果、現時点において支払いが留保された状態となったことから申立てのあったもの。

<不受理の理由>

審議会では、申立ての適格性について審査を行った。審査の結果、本案件が既に訴訟に係属していることから、裁定手続規則第16条第3号にもとづき、申立てを不受理とした。